



自治体・バス

支援自治体名

■むつ市

下北地域公共交通総合連携協議会(むつ市役所)
TEL.0175-22-1111(交通政策課)

■東通村

下北地域公共交通総合連携協議会(東通村役場)
TEL.0175-27-2111(企画課)

■大間町

下北地域公共交通総合連携協議会(大間町役場)
TEL.0175-37-2111(企画経営課)

■風間浦村

下北地域公共交通総合連携協議会(風間浦村役場)
TEL.0175-35-2111(企画政策課)

■佐井村

下北地域公共交通総合連携協議会(佐井村役場)
TEL.0175-38-2111(総合戦略課)



**5,000円を上限に
「バス切符」または
「定期券」の購入費用
を助成** (1人1回に限る)

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①平成26年4月1日以降に運転免許を自主返納された方
 - ②返納後、運転経歴証明書の交付を受けた方
 - ③免許返納を行った日及び市町村への申請を行う日現在で、むつ市及び下北郡町村に住所を有する方
- *①から③全てに該当する方は、「運転経歴証明書」又は「申請による運転免許の取消通知書」をご持参のうえ、各自自治体にお申し込みください

対象事業者	下北交通 株式会社	JRバス東北 株式会社	有限会社 脇野沢交通
切符等販売	むつバスターミナル/大畑出張所	青森支店大湊支所	本社事業所
電話番号	むつ:0175-22-8650 大畑:0175-34-2325	0175-24-2146	0175-44-2888



支援自治体名

七戸町役場(総務課)

連絡先

0176-68-2111



**七戸町コミュニティバス回数券5千円相当
(100円11枚綴りを5組) 交付** (1人1回に限る)



■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①平成28年4月1日以降に運転免許証を『自主返納』された方
- ②自主返納を行った日現在で、七戸町に住所を有する65歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

■交付方法

- ①本人確認書類 ②「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」
- ①、②を持参して、七戸町役場総務課へ(窓口は七戸町役場になります)

支援自治体名

五戸町役場(総務課)

連絡先

0178-62-2111



**五戸町が指定する交通機関
専用回数乗車券1万円分を1年に1回永年交付**
(岩手県北バス(旧南部バス)の路線バス、町コミュニティバス、町内タクシー会社4社)



■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①五戸町に居住し住民基本台帳に登録されている方
- ②運転免許自主返納時に満65歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

■交付方法

- ①印鑑 ②本人確認書類(健康保険証・年金手帳・パスポート等)
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」
- ①~③を持参して、五戸町役場総務課へ

自治体・バス

支援自治体名

南部町役場（住民生活課）

連絡先 0178-38-5963

1. 運転経歴証明書発行手数料(1,100円)の補助
2. 「多目的バス」及び「なんぶ里バス」の無料乗車
 (路線バスは対象外)



■補助金交付支援対象者

- ①平成29年4月1日以降に、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付申請をする65歳以上の方(南部町に住んでいる人)
- ②5年以内に、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の申請をしていなかった方
- 支援開始時点で65歳以上の方
- 運転経歴証明書の交付申請時点で65歳以上の方

■補助金交付手続方法

- ①三戸警察署で手続きする場合は、三戸地区交通安全協会でご申請を記入してください。
- ②八戸警察署で手続きする場合は、八戸警察署で交付手数料を支払い、証明書の交付を受けた後、南部町役場(本庁舎、健康センター、南部分庁舎)において、助成を受けてください。

支援自治体名

田子町役場（住民課）

連絡先 0179-32-3111

田子スタンプ会協力の田子スタンプ会商品券(1万1千円相当)
もしくは田子町商工会発行の地域振興商品券(1万円相当)を支給



■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①田子町に住所があり、居住している方
- ②令和3年1月1日以降に運転免許を自主返納した方
- *申請期限は原則として返納してから6ヶ月以内

支援自治体名

階上町役場（町民生活課）

連絡先 0178-88-2119

階上町コミュニティバス専用回数券
5,000円分を1年に1回交付
〈要更新〉



■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①階上町に居住し住民基本台帳に登録されている方
- ②運転免許証を自主返納された70歳以上の方
- ③「運転経歴証明書」または「申請による運転免許証の取消通知書」をお持ちの方

■申請に必要なもの(本人が来庁してください)

- ①「運転経歴証明書」または「申請による運転免許証の取消通知書」
- ②取消通知書の場合は健康保険証等の本人が確認できる書類
- ③6ヶ月以内に撮影したカラー写真(縦3cm×横2.4cm)
- ④印鑑

支援自治体名

三戸町役場（総務課）

連絡先 0179-20-1111

タクシー料金助成券を
12,000円分(500円×24枚)
交付(1人1回に限る)

■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①申請日において三戸町に住民基本台帳に基づく住民登録のある方
- ②平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方
- ③「運転経歴証明書」又は「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方

■手続きに必要な書類等(三戸町役場総務課において受付)

- 本人が申請する場合
 - ①タクシー料金助成券交付申請書(三戸町役場総務課で配布又は三戸町のホームページ内よりダウンロード可)
 - ②印鑑(認め印可)
 - ③運転経歴証明書または運転免許の取消通知書
- 代理人が申請する場合
 - 上記①～③に加え、以下の書類等が必要
 - ④委任状(三戸町役場総務課で配布又は三戸町のホームページ内よりダウンロード可)
 - ⑤代理人の方の本人確認書類(住所、氏名、生年月日がわかるもの)
 - ⑥印鑑(認め印可)

自治体・バス

支援自治体名

十和田市（まちづくり支援課）

連絡先 0176-51-6777

商品券・バス乗車券・タクシー乗車券のうちから1万円相当のもの1種類、または5千円相当のもの2種類を交付(1人1回に限る)

■支援対象者

- 次の要件をすべて満たす方
- ①平成29年4月1日以降に自主返納をした方
- ②自主返納の日において満65歳以上の方
- ③自主返納の日から支援交付の日まで十和田市民の方
- ④すべての種類の免許の取消しを受けた方

■申請方法

- ①十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
- ②運転免許証の取消通知書の写し(公安委員会発行のもの)
- ③印鑑(委任状が必要な場合のみ)
- ①～③を持参して十和田市まちづくり支援課または十和田市交通安全協会事務所へ

十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書は、まちづくり支援課と十和田市交通安全協会事務所にて配布しているほか、十和田市のホームページ内よりダウンロードすることができます。

支援自治体名

三沢市（生活安全課）

連絡先 0176-53-5111

1. バス利用券・タクシー利用券のうちから1万円相当のもの1種類、またはバス利用券・タクシー利用券・商品券のうちから5千円相当のもの2種類を交付(1人1回に限る)

2. 運転経歴証明書交付手数料の助成

3. 運転経歴証明書用写真代金の助成

■支援対象者

- ①三沢市に住所を有し、現に居住されている方
- ②平成30年4月1日以降に運転免許証を「自主返納」された方(年齢制限なし)

■交付方法

「運転免許証の取消通知書」を三沢交通安全協会(市営幸町駐車場内)に持参し、申請書を記入してください

支援自治体名

平内町役場（町民課）

連絡先 017-755-2113

平内町民バス利用券50枚& よごしやま温泉入浴回数券
24枚分の引換券を交付(1人1回に限る)

ダブルの特典!!



■支援対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①平内町に居住し住民基本台帳に登録されている方
- ②平成30年(2018年)4月以降に運転免許証を自主返納された65歳以上の方

■交付方法

- ①「運転経歴証明書」
- ②「取消通知書及び本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)」
- ①または②のいずれかと「印鑑」をお持ちになり、平内町町民課へ

支援自治体名

鱈ヶ沢町（政策推進課）

連絡先 0173-72-2111

鱈ヶ沢町コミュニティバス「あじバス」の運賃無料



■支援対象者

鱈ヶ沢町に住所を有し、バス降車時に運転手へ運転経歴証明書を提示された方(年齢制限なし)